

本教育委員会は、いじめやハラスメント、差別のない、ポジティブで安全、かつサポートティブな学習環境を児童生徒に提供するため尽力しております。

「ハラスメント」と「いじめ」は、ネットいじめを含め、行為または威嚇、脅迫、虐待などによって、(a) 児童生徒の学業上の成績、好機、恩恵、精神的・情緒的・身体的健康に不合理かつ実質的な妨害となる影響、(b) 児童生徒に身体的安全への不安が引き起こされる、あるいは引き起こされると予測するのが合理的、(c) 児童生徒に身体的あるいは情緒的危害が及ぶ、あるいはそのように予測するのが合理的、または (d) 学校の敷地外で発生しても、行為または威嚇、脅迫、虐待などが学校の敷地内に及ぶと予見されるとき、学校環境内での実質的な妨害の危険を生じさせ、またはそのように予見されるなど、敵対的な環境が作られることを指します。ハラスメントやいじめの行為には、実際のもしくは認識された人種、肌の色、体重、出身国、民族、宗教、宗教上の慣習、障害、性的指向、性差、性別が含まれますが、それらに限定されないものとしします。定義上、「威嚇、脅迫、虐待」という用語には、言語的と非言語的行為が含まれるものとしします。

「ネットいじめ」は、いかなる形態でも電子通信的にハラスメントまたはいじめが起こった場合、上記のように定義されたハラスメントまたはいじめを意味するものとしします。

本教育委員会は、すべての児童生徒のために、敬意と尊厳を以て待遇を受ける教育環境を形成することを目指しています。

本教育委員会は、いじめや他の形態のハラスメントまたは差別が、本学校区に在籍する生徒に悪影響や危害を及ぼすと認識しています。いじめやその他の形態のハラスメントまたは差別は、学習環境、コミュニティ意識、個人の福祉に悪影響を与えますので、本教育委員会はいかなるいじめやハラスメント、差別を容認してはいませんし、今後も容認しません。本教育委員会は、学校敷地内で、または実施場所が本学校区内かどうかに関わらず、どの学校行事においても、本教育委員会の教職員または児童生徒による、あらゆる形態のいじめ、ハラスメント、差別を固く禁止します。

本教育委員会はさらに、インスタントメッセージ、メール、ウェブサイト、チャットルーム、テキストメッセージ、その他電子通信による「ネットいじめ」、その他本指針の違反行為を含むがそれらに限られない学外でのあらゆる形態のいじめ、ハラスメント、または差別が学校の敷地外で起き、学校環境内で実質的な妨害を生じさせる、または予見でき、そうした行為または威嚇、脅迫、虐待が学校の敷地内にまで及ぶ場合、それらのいじめ、ハラスメント、差別を禁止します。

尊厳法コーディネーターは、ハラスメント、いじめ、差別に関する報告受領担当の学校職員です。

自分がいじめ、ハラスメント、差別の対象になっていると思う児童生徒、あるいはいじめ、ハラスメント、差別行為の情報をもつ児童生徒は誰でもそれを報告しなくてはなりません。

児童生徒は、どの教職員に対しても、いじめ、ハラスメント、差別の報告を口頭または文書ですることができます。

本教育委員会の全教職員には、児童生徒に対するいじめ、ハラスメント、または差別が発生していることに気づいたら行動を起こす責任があります。スタッフは、自ら気づいたいじめ、ハラスメント、差別はもとより、口頭であっても文書であっても生徒その他の人物からいじめ、ハラスメント、差別に関するあらゆる苦情を受け取った場合、報告受領後または事件目撃後、授業日 1 日以内に速やかに尊厳法コーディネーターに口頭で報告し、口頭報告後 2 授業日以内に尊厳法コーディネーターに文書で報告しなければなりません。

いじめ、ハラスメント、または差別が本学校区のセクシュアルハラスメント指針で規定される性的性質のものである場合、本学校区タイトル IX 担当者に報告しなければなりません。いじめ、ハラスメント、または差別が犯罪行為に関連している、または犯罪行為が発生すると合理的に信じられる場合、直ちに校長に報告しなければなりません。もし校長がハラスメント、いじめ、または差別が犯罪行為に当たると判断した場合、校長は速やかに適切な地元の警察に通報するものとします。いじめ、ハラスメント、または差別の疑いは可能な限り、機密事項とされますが、本学校区は、適切な状況下において知る必要がある個人に対し、当事者と目撃者の身元を公表する権利を有します。

尊厳法コーディネーターは、ハラスメント、いじめ、ならびに差別に関するすべての報告について調査し、文書報告受領後速やかに各調査を完了させます。いじめ、ハラスメント、または差別に関するすべての報告に関し、徹底した調査が行われ、事件が発生した学校で、準拠法と行動規範に準拠し、本学校区の実証された疑いに対応するための、適切な懲戒処分を含む措置が講じられます。措置はハラスメント、いじめ、または差別を終わらせ、敵対的環境を排除し、よりポジティブな学校文化・風土を創出し、行為の再発を防止し、いじめ、ハラスメント、または差別の対象となった生徒の安全を提供するよう、合理的に計算されたものです。措置は、ハラスメント、いじめ、差別に対し、慎重かつバランスが取れ、年齢相応の対応を行うため、法律に準拠する本学校区作成のガイドラインに矛盾しないものとします。

全校長ならびに尊厳法コーディネーターは、各学校のハラスメント、いじめ、ならびに差別に関するデータと動向について、教育長に定期的に報告するものとします。

本学校区は、いじめ、ハラスメント、または差別の苦情申立人、被害者、あるいはそうした嫌疑または報告に関する調査を開始、証言、参加、援助した個人に対する報復を、明示的に禁止します。本学校区管理者は、いじめ、ハラスメント、または差別の調査参加者と被害者をモニターし、そうした行為がなくなったか、報復行為が行われていないか、必要に応じて関係者にサポートあるいはカウンセリングが行われたかを判断します。

本学校区は、州法と教育省長官規定の要件に準じ、トレーニングのガイドラインを作成し、スタッフのトレーニングを行う予定です。これには、ネットいじめなどのいじめ、ハラスメントまたは差別の可能性と、それらの児童生徒への影響に対する意識や感度を高め、スタッフがいじめ、ハラスメントまたは差別を防止し、事件に対応できるよう、ハラスメント、いじめ、または差別の社会パターンへの対応、そうした行為の同定と緩和、教育の場で発生する外しやバイアス、攻撃などの問題に効果的に対処するための戦略、行為と処罰に関する校則の効果的な実施などが含まれますが、これに限定されるものではありません。

本学校区は、キンダーから12年生向け指導内容に、礼節・市民・人格教育の単元を含める。こうした単元によって、正直・寛容・個人の責任・他者への敬意などの原理について、ハラスメントやいじめ、差別などの行為を思いとどまらせ、法律や規則の遵守、礼儀、尊厳など、共同体内での経験や共同体への貢献の質を高める特徴に重点を置いた、児童生徒の指導が行われます。この単元は、ハラスメント、いじめ、差別のない学校環境の発達を支えるもので、インターネットや電子通信の安全で責任ある利用に関する指導も含まれます。本指針の目的上、「寛容」「他者への敬意」「尊厳」には、自分と異なる人種、肌の色、体重、出身国、民族、宗教、宗教上の慣習、障害、性的指向、性差、性別をもつ人々との関係性における、いじめ、ハラスメント、差別、礼節に関する意識と感性が含まれます。

州法に従い、教育長または教育長が任命した者は、各学校に少なくとも1名のスタッフを、本教育委員会が認可し、かつ「全生徒の尊厳法」への対応に関する指示を受けた尊厳法コーディネーターに指名します。尊厳法コーディネーターは、人種、肌の色、体重、出身国、民族、宗教、宗教上の慣習、障害、性的指向、性差、性別の分野における人間関係に対処するため十分なトレーニングのほか、(1) 実際のもしくは認識された人種、肌の色、体重、出身国、民族、宗教、宗教上の慣習、障害、性的指向、性差、性別行為を含むがそれらに限定されない、ハラスメント、いじめ、または差別の社会パターンへの対応、(2) ハラスメント、いじめ、差別の同定と緩和、(3) 教育の場で発生する外しやバイアス、攻撃などの問題に効果的に対処するための戦略に関するトレーニングも受けた者です。本学校区の職員である各コーディネーターは、担任、学校カウンセラー、スクールサイキリスト、スクールナース、スクールソーシャルワーカー、学校管理者、または教育長として教育省長官の発行する免許または証明書を有しています。尊厳法コーディネーターの氏名と連絡情報は、州法ならびに教育省長官規則に従って伝達されます。

教育長または教育長が任命した者は、ハラスメント、いじめ、差別を防止する学校としての戦略、ならびに必要ながあれば、介入、懲罰、教育を適切に使い、行動の性質、児童生徒の発育年齢、児童生徒の問題行動に関する履歴、さらに本学校区の行動規範に一致する発達段階的モデルに従った改善策と手順とともに、児童生徒によるハラスメント、いじめ、差別が発生したとき、慎重でバランスのとれた、年齢相応の対応に関する、本学校区の指針の目的を達成するための介入、非差別的指導とカウンセリング手法・ガイドラインなどの手順とガイドラインを策定・実施します。

本学校区は、本指針の現行版を学校区ホームページ上に掲示し、少なくとも学年に1度、その教職員、児童生徒、保護者に、紙または電子コピーの形態で、ハラスメント、いじめ、差別を生徒、保護者、教職員が報告するときの通知プロセスを含む本指針または本指針の簡易要約を配布することを各学校に義務付けます。

本学校区は、教育省規則で義務付けられたとおり、生徒の差別、いじめ、ハラスメントの重要事件を教育省に報告しますが、いかなる場合も年1度は行われます。

相互参照: 指針 0100 機会均等  
指針 0110 セクシュアルハラスメント  
指針 5300 行動規範

参照: 教育法第2条  
教育法§ 801-a  
8 NYCRR §§ 100.2 (c) 、 (jj) 、 (kk)

採択日: 2015年3月16日